

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領

平成 22 年 3 月 31 日 局長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という。）の育成支援事業を実施するために必要な細目を定める。

(防コミの結成に係る要件)

第 1 条の 2 要綱第 9 条に定める消防局長が別に定める要件とは、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 結成する区域及び隣接防コミとの境界について、隣接防コミの承諾が得られていること。
- (2) 区域内に小学校が設置されている又は設置されることが決定していること。
- (3) 防コミとして本部組織及びブロック組織を構成することができ、結成することに関して管轄消防署長の同意が得られていること。

(審査会の組織)

第 2 条 要綱第 16 条に定める審査会（以下「審査会」という。）は、委員 9 名をもって組織し、委員長を置くものとする。

(委員長及び委員)

第 3 条 委員長は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 委員長は、予防部予防課長とする。
- (2) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (3) 委員長は、委員及び審査に必要な細目を予め定めておかなければならない。
- (4) 委員長に事故があるときは、別に定める委員名簿上位の委員がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第 4 条 審査会は、次の各号に掲げるところにより開催しなければならない。

- (1) 審査会は委員長が招集する。
- (2) 委員長は審査会の議長となる。
- (3) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、あらかじめ別に定める採点表による採点結果を審査会に提出した場合は、出席に代えることができる。

(審査の方法)

第 5 条 委員会は、次の各号に定める方法により、審査しなければならない。

- (1) 審査会は、申請書類を基に採点方式により評価する。

- (2) 採点の結果，得点上位のものから予算の範囲内で交付対象候補とする。
- (3) 採点表による評価が同評価で交付対象の決定に係る順位の場合には，審査会による総合評価点を加味し評価する。なお，同点の場合は，議長の決するところによる。
- (4) 要綱第18条による内容の変更申請にあつては，提出された変更後の活動内容が，要綱第12条に定める目的に相当かを審査し，承認の可否を出席委員の過半数の議決で決定する。

(審査の項目)

第6条 要綱第15条第2項に定める別に定める項目とは，「地域特性」「先駆性」「地域貢献性」「実用性（効果）」「連携性」「将来性」「具体性」の各項目とする。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は，予防部予防課地域防災支援係において処理する。

(領収書提出によらない実績報告方法)

第8条 要綱第19条第2項但書に定める消防局長が領収書による使途の確認と同等と認める場合とは，当該防コミの地域の総会で承認を得た場合とする。

2 前項の地域の総会での承認を得た場合とは，次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 地域の規約に基づく総会で，過半数以上の承認を得る場合
- (2) 該当する防コミの管轄内に所在する他の地域団体が総会に参加している場合
- (3) 監査役による決算報告書の審査が含まれている場合
- (4) 前3号に該当していることを確認するための資料を市職員が求めた際に，速やかに応じることができる場合
- (5) 前号の確認に必要な規約，総会参加者の資料，決算報告書及び資料に添付された領収書等の資料を，助成金交付年度終了後5年間適正に保管することができる場合

(防災資機材)

第9条 要綱第24条に規定する防災資機材整備助成（以下「資機材助成」という。）の交付対象となる防災資機材は，防コミが防災活動の用に供するもので，別表1に掲げるものとする。

(審査基準)

第10条 要綱第26条に定める別に定める審査基準とは，別表2に掲げるものとする。

(審査事務)

第11条 資機材助成の審査事務は，前条の審査基準に基づき，予防部予防課地域防災支援係において処理する。

(申請書等の様式)

第12条 要綱に規定する消防局長が定める様式は，次による様式とする。

- (1) 防災福祉コミュニティ結成報告書
要綱第9条及び第34条(3)関係 様式第1号
- (2) 防災福祉コミュニティ代表者変更届出書
要綱第9条及び第34条(3)関係 様式第1号の2
- (3) 防災福祉コミュニティ運営活動助成申請書
要綱第14条関係 様式第2号
- (4) 防災福祉コミュニティ提案型活動助成申請書
要綱第14条関係 様式第2号の2
- (5) 防災福祉コミュニティ運営活動助成交付決定書
要綱第16条関係 様式第3号
- (6) 防災福祉コミュニティ提案型活動助成審査結果通知書
要綱第16条関係 様式第3号の2
- (7) 運営活動助成請求書
要綱第17条関係 様式第4号
- (8) 提案型活動助成請求書
要綱第17条関係 様式第4号の2
- (9) 防災福祉コミュニティ提案型活動助成変更申請書
要綱第18条第2項関係 様式第5号
- (10) 防災福祉コミュニティ提案型活動助成変更結果通知書
要綱第18条第3項関係 様式第6号
- (11) 防災福祉コミュニティ運営活動助成実績報告書
要綱第19条関係 様式第7号
- (12) 防災福祉コミュニティ提案型活動助成実績報告書
要綱第19条関係 様式第7号の2
- (13) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書
要綱第25条関係 様式第8号
- (14) 収支予算書
要綱第25条関係 様式第9号
- (15) 資機材整備計画書
要綱第25条関係 様式第10号
- (16) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成交付決定書
要綱第26条関係 様式第11号
- (17) 資機材助成請求書
要綱第27条関係 様式第12号
- (18) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成交付決定内容変更等承認申請書
要綱第28条関係 様式第13号

- (19) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成交付決定内容変更等承認通知書
要綱第 28 条関係 様式第 14 号
- (20) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成活用中止通知書
要綱第 28 条関係 様式第 15 号
- (21) 防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成実績報告書
要綱第 29 条関係 様式第 16 号
- (22) 収支決算書
要綱第 29 条関係 様式第 17 号
- (23) 資機材整備結果報告書
要綱第 29 条関係 様式第 18 号

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の1条の2の規定は、平成30年4月1日以後に結成する防コミに適用する。

別表 1 (第 9 条関係)

防 災 資 機 材 (No. 1)

用途	品 名	助成対象となる規格の目安
消 火 用	小型動力消防ポンプ	D 1 級検定品 付属品：吸管，スレーナ，籐籠，管鎗，ホース 5 本
	スタンドパイプ式	1 セット内訳 ホース 5 本 呼称 40 mm×20m 使用圧 0.7 検定品 結合金具 町野式 AC グリップリング スタンドパイプ 1 本 単口引上式 (L 715) AC 媒介金具 1 個 町野式 65♀×40♂ AC 管鎗 1 本 AC 製 ノズル 1 個 切り替え式 (直状放水・噴霧・停止) 消火栓キー 2 本 T 字型 鉄製 下記のを各 1 本 JIS 規格品 (上部 32 mm 角) 神戸市型 (上部 46 mm, 下部 48 mm, 高さ 57 mm)
	水消火器・ コンプレッサー	防災訓練用
	消火器 (粉末)	国家検定合格品
	消火器 (強化液)	国家検定合格品
	消火用バケツ	
	自立式簡易水槽	容量約 1000 ℓ, 直径約 1500mm
救 助 用	スコップ	全長 0.9m 重量 2 kg
	バール	全長 0.9m
	おりたたみ鋸	刃あたり 30cm
	鋸	刃あたり 30cm
	おの	全長 0.4m 重量 2 kg
	ハンマー	全長 0.9m 重量 4.5kg
	とび口	全長 1.8kg
	救助用ロープ	直径 10mm
	救助用安全帯	保証荷重 270kg, 全長 1700mm, 全巾 100mm

別表 1 (第 9 条関係)

防 災 資 機 材 (No. 2)

用 途	品 名	助成対象となる規格の目安
救 助 用	簡易ジャッキ	2 t 用ダルマジヤッキ カヤバ油圧 K J S 0 2 0 - A 1 同等品
	チェーンソー	重量 5 kg
	エンジンカッター	重量 10kg
	災害用救助工具セット	救助資機材がセットになっており、持ち運び可能なもの。※セットの救助資機材は、原則、防コミが防災活動の用に供するものに限る。
本 部 用	本部用テント	本部用 ※団体名を名入れすること。
	防コミ本部用指揮テーブル	折り畳み式で持ち運び可能なもの。
	冷風機	夏季 安全管理用
	ストーブ・ヒーター	冬季 安全管理用
	投光機	
	発電機	持ち運び可能なもの。
	コードリール	発電機と一緒に購入の場合のみ可能。
上 記 に 掲 げ る 以 外 の 資 機 材	かまど・かまどセット	
	コンロ	大型（団体使用サイズ）とする。
	ヘルメット	
	特殊手袋	ケブラー素材等の丈夫なもの。
	ジャンパー	団体名を名入れすること。
	携帯用電灯	
	拡声器	
	車いす	
	けん引式車いす補助器具	
	担架	
	おりたたみリヤカー	
	台車	
	収納庫	設置に係る費用含む。
	はしご兼用脚立	
	災害多人数用救急箱	薬品単品は対象外とする。
その他	消防局長が特に必要と認める資機材。	

別表 2 (第 10 条関係)

審査基準 (老朽化に伴う資機材の更新)

審査項目	査定項目							
資機材更新・緊急度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に直ぐに影響を及ぼすもの。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">準緊急</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急度低い</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (複数以上所有している資機材で) 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。 </td> </tr> </table>	緊急度	緊急	該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に直ぐに影響を及ぼすもの。	準緊急	該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。	緊急度低い	(複数以上所有している資機材で) 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。
緊急度								
緊急								
該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に直ぐに影響を及ぼすもの。								
準緊急								
該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。								
緊急度低い								
(複数以上所有している資機材で) 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。								
資機材更新・破損、故障等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">資機材の破損等の状態</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">大</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 破損，腐食等が原因で，現状ではその機能を有していないもの。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 破損，腐食等が原因で，近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">小</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 破損等若干認められるが，現状では，使用に際し問題なく，今後更新が必要だと思われるもの。 </td> </tr> </table>	資機材の破損等の状態	大	破損，腐食等が原因で，現状ではその機能を有していないもの。	中	破損，腐食等が原因で，近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材。	小	破損等若干認められるが，現状では，使用に際し問題なく，今後更新が必要だと思われるもの。
資機材の破損等の状態								
大								
破損，腐食等が原因で，現状ではその機能を有していないもの。								
中								
破損，腐食等が原因で，近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材。								
小								
破損等若干認められるが，現状では，使用に際し問題なく，今後更新が必要だと思われるもの。								

別表 2 (第 10 条関係)

資機材更新・整備年度	資機材整備年度
	平成 7 年度
	平成 8 年度
	平成 9 年度
	平成 10 年度
	平成 11 年度
	平成 12 年度
	平成 13 年度
	平成 14 年度
	平成 15 年度
	平成 16 年度
	平成 17 年度
	平成 18 年度
	平成 20 年度

※原則，上記審査基準を基に審査し，点数の高い資機材から予算の範囲内で助成する。

※助成対象とならない資機材については，上記審査基準に関わらず助成対象外とする。

審査基準例（緊急度）

<p>緊急（該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に直ぐに影響を及ぼすもの） →収納庫の天井部分が破損し，収納庫の中が雨風等にさらされている状態。</p>
<p>準緊急（該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの） →投光器の故障で，夜間訓練，活動に支障が生じる。</p>
<p>緊急度低い（複数以上所有している資機材で、該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。） →耐用年数が近づいている消火器の更新。</p>

審査基準例（破損，故障等）※収納庫の場合

<p>大（破損，腐食等が原因で，現状ではその機能を有していないもの） →収納庫の天井部分が破損し，収納庫の中が雨風等にさらされている状態。</p>
<p>中（破損，腐食等が原因で，近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材） →収納庫の天井部分に腐食箇所が認められる状態。</p>
<p>小（破損等若干認められるが，現状では，使用に際し問題なく，今後更新が必要だと思われるもの） →収納庫の天井部分，側面部分に若干のへこみが認められる状態。</p>

別表 2 (第 10 条関係)

審査基準 (新たな取り組みに必要な資機材)

審査項目
地域おたすけガイドを活用した訓練に伴う資機材
訓練に伴う資機材 (地域おたすけガイドを使用しない訓練)
地域おたすけガイド作成済みの地域
統括防災リーダー用資機材
災害時要援護者支援用資機材
防コミ本部用資機材
防コミジュニアチーム設立のための資機材
水防対策資機材
津波対策資機材

※審査の結果,採用不採用を決定する案件がいずれも同点の場合、地域の災害リスク,資機材のコスト,昨年度の助成対象の状況等を総合的に判断して助成対象を決定する。